

(別紙) 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

朱書き: 変更箇所

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方
<p>1.～2.(2).② [略]</p> <p>2.(2).③ 農地維持支払交付金の加算単価 岩手県の農地維持支払交付金の加算単価は、多面的機能支払交付金実施要綱に定める農地維持支払交付金の加算単価のとおりとする。</p> <p>2.(3)～4.(1).②.エ [略]</p> <p>[追加]</p> <p>4.(1).③～6.(3) [略]</p> <p>(別紙1)～(別紙3) [略]</p>	<p>1.～2.(2).② [略]</p> <p>2.(2).③ [削除]</p> <p>2.(3)～4.(1).②.エ [略]</p> <p>4.(1).②.オ 工事1件あたり2百万円以上の場合、盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。 この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</p> <p>4.(1).③～6.(3) [略]</p> <p>(別紙1)～(別紙3) [略]</p>	<p>国の実施要領の改正に伴う改正</p>